

国民年金のお知らせ

学生は社会人になってから納める ことができます

学生納付特例制度の 御利用を

学生納付特例制度とは、在学期間中の国民年金保険料を社会人になってから納めることができる制度です。
手続きは、市役所1階の市民課又は新里・黒保根支所市民生活課でできます。
手続きには、年金手帳、学生証又は在学証明書が必要で

す。また、代理人の場合は、運転免許証など本人確認書類と印も必要になります。

1月までに平成28年度の申請を済ませた人は、日本年金機構から送付されるはがき形式の申請書を郵送するだけで平成29年度の手続きができます。

退職時には手続きを

厚生年金に加入している人

が60歳未満で退職したときは、国民年金加入の手続きをしてくださいます。

また、厚生年金に加入している配偶者の扶養から外れたとき、離婚したとき、配偶者が65歳に到達したときも、3号被保険者から1号被保険者に変更する手続きが必要です。

手続きは、市民課、新里・黒保根支所市民生活課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館でできます。

なお、加入手続きには事業所発行の社会保険離脱証明書と年金手帳が必要です。
問い合わせは、市民課年金係（☎内線273）へ。

老齢年金の受給資格期間が

短縮されます

25年から10年に

平成29年8月から、年金を受給するために必要な資格期間が、25年（300月）から10年（120月）になります。

この資格期間とは、保険料納付済・免除期間、合算対象期間、厚生年金等加入期間などを合計した月数です。

既に65歳を超えていて老齢年金を受給していない場合でも、日本年金機構において、

資格期間が10年以上あることが確認できた人には、2



月下旬から7月上旬にかけて順次、住所宛に老齢年金の請求書類が黄色の封筒で送付されます。

請求書が届き次第、必要な証明書などを揃えて市役所1階の市民課又は桐生年金事務所（錦町二丁目）で、手続きをしてください。

なお、年金を受給する権利は8月1日に発生し、翌9月分からの年金を10月以降に支給されることとなります。

また、資格期間が10年に満たない人でも、国民年金任意加入や後納制度により10年以上になれば年金受給権が発生します。

この機会に過去の職歴など、年金記録の確認をしましょう。

問い合わせは、市民課年金係（☎内線273）又は桐生年金事務所（☎442311）へ。

福祉助成制度



対象など詳しいことは、お問い合わせください。

- ・在宅重度身体障害者の移動を支援
- ・福祉タクシー券初乗り料金補助
- ・人工透析療法などによる通院に対する交通費の補助

問い合わせは、福祉課障害福祉係（☎内線259・266・398）へ。

- ・福祉車両の貸し出し
問い合わせは、桐生市社会福祉協議会（☎46-4165）へ。

- ・ひとり暮らし高齢者に無料入浴券の交付

- ・鍼灸・マッサージサービス受療券の交付

- ・介護用車両購入費の補助（購入前に申請が必要です）

- ・高齢者の住宅改造補修費の補助（着工前に申請が必要です）

- ・緊急通報装置の貸し出し
- ・「食」の自立支援事業

- ・在宅寝たきり高齢者に「調髪利用券」、「紙おむつ利用券」の交付

- ・徘徊高齢者探索システムの費用を助成
問い合わせは、長寿支援課長寿支援係（☎内線556・557・587・588）へ。

- ・重度障害者などの医療費を助成（福祉医療費助成制度）

問い合わせは、医療保険課医療助成係（☎内線260・272）へ。